

教育実習及び介護等体験について

1. 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」について（概要）

(1) 趣旨

令和3年度の教育実習について、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、学校の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

(2) 改正内容

教育実習の特例（※）の対象となる年度を「令和二年度」から「令和二年度又は令和三年度」に改める。

（※）教育実習の特例

- ・教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもつてあてることができること【省令改正事項】
- ・併せて施行通知にて、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができること【施行通知事項】

(3) 施行日

公布の日（令和3年4月13日）から施行する。

2. 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」等について（概要）

(1) 趣旨

介護等体験の多様な体験機会の充実を目指し、介護等体験が実施可能な施設を拡大する。
また、令和3年度の介護等体験の実施については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、介護等体験の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

(2) 改正等内容

① 介護等体験が実施可能な施設の拡大

別紙1のとおり、介護等体験が実施可能な施設として、特別支援学級や、日本語に通じない児童生徒のための特別の教育課程、不登校児童生徒のための特別の教育課程、教育支援センター等、ハンセン病療養所等を新たに追加する。

※施設の見直しに伴い、「学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件」は廃止する。

② 特例の延長

介護等体験の特例（別紙2を参照）の対象となる年度を「令和二年度」から「令和二年度又は令和三年度」に改める。

(3) 施行日

公布の日（令和3年4月13日）から施行する。